

農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業 Q&A  
目次

<R5. 10. 19時点>

番号	項目	質問
1	事業概要	本事業の仕組みを教えてください。
2	事業主体	事業主体(取組主体)は誰ですか。
3	事業主体	県外の販売者も事業主体となれますか。
4	事業主体	県外の事業者であって、愛媛県内に営業所がある場合は事業主体となるか。
5	事業主体	販売者の登録情報は公表されますか。
6	事業実施主体	事業実施主体は誰ですか。
7	事業実施主体	事業実施主体の条件はありますか。
8	事業実施主体	共同出荷を行っている者について、どのように確認するのでしょうか。
9	事業実施主体	農業従事者が3名未満の農業法人は参加できないのですか。
10	事業実施主体	農家個人の参加は認められないのですか。
11	事業実施主体	申請時は3戸で共同出荷を行っていたところ、令和5年度内に構成員が減少し、3戸未満での共同出荷となった場合、支援を受けることは可能ですか。
12	事業実施主体	新規就農予定で、実績や農地の権利を有していない場合は、参加できますか。
13	事業実施主体	販売者であり、作物を栽培し被覆資材を使用している場合は、どうなるのでしょうか。
14	事業実施主体	農業法人と個人農家が共同出荷しており、資材を共同購入した場合、どうなりますか。
15	事業対象の要件	本事業の対象となるための要件はありますか。
16	事業対象の要件	補助金額が千円未満となる資材も補助対象となりますか。
17	対象品目	「ブルーベリー」に使用する被覆資材は対象となりますか。
18	対象品目	県の野菜・花き振興計画の主要品目に「トマト」がありますが、「ミニトマト」は対象になりますか。
19	対象品目	「青ねぎ」に使用する被覆資材は対象となりますか。
20	対象品目	「わけぎ」に使用する被覆資材は対象となりますか。
21	対象品目	「菌床しいたけ」のハウスにつかうビニールは対象となりますか。
22	対象品目	同じほ場で、「レタス」を2作する場合、2作目のレタスに使用するマルチ資材も対象となりますか。
23	対象品目	同じほ場で、1作目「えだまめ」、2作目「レタス」を栽培する場合、2作目のレタスに試用するマルチ資材も対象となりますか。
24	対象品目	同じほ場で同時期に、「きゅうり」と「なす」を栽培する場合は対象となりますか。
25	対象資材	対象となる被覆資材はどのようなものですか。
26	対象資材	防草シートは対象となりますか。
27	対象資材	「うんしゅうみかん」のマルチ栽培に使うタイベックシートは、対象となりますか。
28	対象資材	「ほうれんそう」のトンネルに使う不織布は、対象となりますか。
29	対象資材	遮光ネット、防風ネットは対象となりますか。
30	対象資材	LSスクリーン、エフクリーン等の高性能被覆資材は対象となりますか。
31	対象資材	越冬して収穫するかんきつ樹体を被覆する資材は、対象となりますか。
32	対象資材	キウイフルーツ収穫後、貯蔵のため使用する資材は対象となりますか。
33	対象資材	越冬し収穫する果実に使用する、サンテ等の資材も価格が上昇していますが対象となりますか。
34	対象資材	柿の脱渋に使用する資材は、対象となりますか。
35	対象資材	同一ほ場で使用する、ハウスビニールとマルチ資材は両資材ともに申請することは可能ですか。
36	対象資材	国・県の補助事業でハウスを整備した場合に、使用した被覆資材は本事業の対象となりますか。
37	対象資材	園芸施設共済が適用されたハウスビニール資材は、補助対象となりますか。
38	対象資材	台風被害により、ハウスビニールを張り替えた場合、申請は可能ですか。
39	対象資材	県外の農業者に販売した資材は対象となりますか。
40	対象資材	県内農業者が他県の耕作地に使用する資材費は対象となりますか。
41	対象資材	面積に比べて購入するマルチが多すぎる場合、査定はするのでしょうか。
42	対象資材	12月に納品後支払うこととしていた資材の納品が間に合わず、支払いができなくなった資材は対象となりますか。
43	補助金算定	補助金の算定方法を教えてください。
44	補助金算定	資材費について、本事業以外に費用を補填する場合の考え方を教えてください。
45	補助金算定	ハウスビニールの張り替えに必要な経費(施工費)は、対象となりますか。
46	補助金算定	附帯事務費は事務手続きに必要な書類の印刷費等に使用することは可能ですか。
47	補助金算定	本事業において、農業者一人当たりの交付額に上限はありますか。
48	事務手続き	事業に参加するための手続きは、どうすればよいのでしょうか。
49	事務手続き	事業の申請先は、どこでしょうか。
50	事務手続き	事業主体の登録認定にはどのような手続きが必要ですか。
51	事務手続き	資材販売者の登録手続きはいつでも行えますか。
52	事務手続き	当初参加するとしていた農業者が、参加を取りやめた場合、どのような手続きが必要となりますか。
53	事務手続き	交付申請後、新たに農業者が事業に参加する場合、どのような手続きが必要になりますか。
54	事務手続き	当初参加するとしていた農業者が、新たな品目の資材を購入するとした場合、どのような手続きが必要となりますか。
55	事務手続き	販売者が農業者に補助金を支払った後に、必要な手続きはありますか。
56	事務手続き	補助金の支払いは時期ごとに3回程度支払われますが、農家への補助金の支払いは、最後にまとめてすることは可能ですか。
57	事務手続き	農業者はいつまでに、どこに申請すればよいのでしょうか。

番号	項目	質問
58	申請書類	農業者は、どのような書類が必要となるのでしょうか。
59	申請書類	耕作証明書の添付は必須でしょうか。
60	申請書類	資材コスト低減計画の提出は必須でしょうか。
61	その他	取引のある販売者が登録されない場合、農家はどうしたらよいのでしょうか。
62	その他	大型店舗は販売者の登録を引き受けてもらえるのでしょうか。
63	その他	JAとJA以外から資材を購入した農業者は、それぞれから申請可能ですか。
64	その他	農業者が複数の登録販売者(A・B)から資材を購入している場合、一つの販売者(A)はその他の販売者(B)が取り扱った資材もまとめて補助金を申請できますか。
65	その他	農業者に支払われた補助金は、税制上どのように扱えばよいですか。

農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業 Q & A

<R5. 10. 19時点>

番号	項目	質問	回答
1	事業概要	本事業の仕組みを教えてください。	農業者からの申請を取りまとめた資材販売事業者（以下、販売者）に対して県から補助金を交付し、販売者から農業者へ補助金を交付する仕組みです。
2	事業主体	事業主体（取組主体）は誰ですか。	事業主体は、販売者（JA等の資材販売店）です。農業者の申請をとりまとめ、補助金を農業者に支払うまでが実施内容です。
3	事業主体	県外の販売者も事業主体となれますか。	農業者の申請を取りまとめることができ、県内の店舗において、事務処理・補助金の支払い手続きを行うことができるならば、事業主体となることは可能です。
4	事業主体	県外の事業者であって、愛媛県内に営業所がある場合は事業主体とされるか。	本事業に係る事務手続き等を県内店舗で完結させることが可能で、農業者と口座でのやり取りが可能な県内の店舗は販売者として登録可能です。県外の店舗は対象外です。
5	事業主体	販売者の登録情報は公表されますか。	登録した販売者は県のホームページで公表予定です。ただし、登録時に非公表を希望された業者名の公表は行いません。
6	事業実施主体	事業実施主体は誰ですか。	県内に住所を有する農業者又は農業法人です。
7	事業実施主体	事業実施主体の条件はありますか。	県内在住の農業者であり、共同出荷に取り組む3戸以上の農業集団に属していること又は農業従事者が3名以上の農業法人であることが条件です。
8	事業実施主体	共同出荷を行っている者について、どのように確認するのでしょうか。	JAについては、部会員名簿等で確認してください。JA以外の販売者については、農業者に、共同出荷を取り決めた契約書や出荷規格、集荷・運送に関する取り決め等、3戸以上で共同出荷をしていると判断できる書類の提出を依頼し、確認してください。
9	事業実施主体	農業従事者が3名未満の農業法人は参加できないのですか。	農業従事者が3名未満の法人だけでは参加できません。ただし、3戸以上で出荷組織を作り、共同出荷を行う場合は対象となります。
10	事業実施主体	農家個人の参加は認められないのですか。	認めていません。ただし、3戸以上で出荷組織を作り、共同出荷を行っている者は対象となります。
11	事業実施主体	申請時は3戸で共同出荷を行っていたところ、令和5年度内に構成員が減少し、3戸未満での共同出荷となった場合、支援を受けることは可能ですか。	やむを得ない理由により3戸未満となった場合は、支援を受けることができます。
12	事業実施主体	新規就農予定で、実績や農地の権利を有していない場合は、参加できますか。	農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者であるなど、購入した資材の使用見込みが明らかな場合は、対象となります。ただし、共同出荷に取り組む3戸以上の農業集団に属していることが必要です。

番号	項目	質問	回答
13	事業実施主体	販売者であり、作物を栽培し被覆資材を使用している場合は、どうなるのでしょうか。	販売者が農業法人として作物を出荷していれば、資材を販売している農業者分と、自分の農業者としての申請書を作成し、まとめて申請可能です。
14	事業実施主体	農業法人と個人農家が共同出荷しており、資材を共同購入した場合、どうなりますか。	共同出荷を行っていることから、申請は可能です。ただし、共同購入をしても、補助金は法人と個人に支払うことになるので、仕分けを確認できる資料の提出が必要です。
15	事業対象の要件	本事業の対象となるための要件はありますか。	県果樹農業振興計画の対象品目又は県野菜・花き等振興計画の主要品目に使用するものであって、令和5年5月1日～12月31日までに購入・支払いが完了した農業用被覆資材が対象となります。
16	事業対象の要件	補助金額が千円未満となる資材も補助対象となりますか。	対象です。 ただし、附帯事務費が資材費に対する補助金額を上回る場合は対象外となりますのでご注意ください。
17	対象品目	「ブルーベリー」に使用する被覆資材は対象となりますか。	「ブルーベリー」は、県果樹農業振興計画の対象果樹でないことから、対象となりません。
18	対象品目	県の野菜・花き振興計画の主要品目に「トマト」がありますが、「ミニトマト」は対象になりますか。	「ミニトマト」は、県の野菜・花き振興計画の主要品目でないことから、対象となりません。
19	対象品目	「青ねぎ」に使用する被覆資材は対象となりますか。	県の野菜・花き振興計画の主要品目の「ねぎ」は、白ねぎ、青ねぎを含むことから、「青ねぎ」は対象になります。
20	対象品目	「わけぎ」に使用する被覆資材は対象となりますか。	県の野菜・花き振興計画の主要品目の「ねぎ」は青ねぎを含みますが、「わけぎ」は青ねぎと違う分類であることから、対象となりません。
21	対象品目	「菌床しいたけ」のハウスにつかうビニールは対象となりますか。	「菌床しいたけ」は振興品目であり、ハウスの被覆資材であれば対象になります。
22	対象品目	同じほ場で、「レタス」を2作する場合、2作目のレタスに使用するマルチ資材も対象となりますか。	対象外です。 本事業では、一つの農地につき、一つの作型で使用する資材のみを対象としています。
23	対象品目	同じほ場で、1作目「えだまめ」、2作目「レタス」を栽培する場合、2作目のレタスに試用するマルチ資材も対象となりますか。	対象外です。 本事業では、一つの農地につき、一つの作型で使用する資材のみを対象としています。
24	対象品目	同じほ場で同時期に、「きゅうり」と「なす」を栽培する場合は対象となりますか。	「きゅうり」、「なす」とも対象です。 ただし、作付の合計面積が耕作証明書等にある面積を超えるようであれば、整合性を確認し、修正を依頼します。
25	対象資材	対象となる被覆資材はどのようなものですか。	①ハウスビニール（外張・内張） ②トンネルビニール ③マルチ資材 ④長期貯蔵用果実個装資材  です。

番号	項目	質問	回答
26	対象資材	防草シートは対象となりますか。	栽培ほ場外（畦畔等）に使用する防草シートは対象外です。ただし、ほ場内、ハウス内の畝間等に使用する防草シートは対象となります。
27	対象資材	「うんしゅうみかん」のマルチ栽培に使うタイベックシートは、対象となりますか。	農業用被覆資材として対象となります。
28	対象資材	「ほうれんそう」のトンネルに使う不織布は、対象となりますか。	農業用被覆資材として対象となります。
29	対象資材	遮光ネット、防風ネットは対象となりますか。	ハウスに展張する遮光ネットや防虫ネット等や、ほ場を覆う防鳥ネットは対象となります。 防風ネットは対象外です。
30	対象資材	LSスクリーン、エフクリーン等の高性能被覆資材は対象となりますか。	農業用被覆資材として対象となります。
31	対象資材	越冬して収穫するかんきつ樹体を被覆する資材は、対象となりますか。	農業用被覆資材として対象となります。
32	対象資材	キウイフルーツ収穫後、貯蔵のため使用する資材は対象となりますか。	農業用被覆資材として対象となります。
33	対象資材	越冬し収穫する果実に使用する、サンテ等の資材も価格が上昇していますが対象となりますか。	対象となりません。
34	対象資材	柿の脱渋に使用する資材は、対象となりますか。	脱渋に使用する資材は、長期貯蔵用果実個装資材とはいえないので、対象外です。 果実を長期貯蔵するための資材は対象となります。
35	対象資材	同一ほ場で使用する、ハウスビニールとマルチ資材は両資材ともに申請することは可能でしょうか。	ハウスビニールとマルチ資材の同時申請は可能です。
36	対象資材	国・県の補助事業でハウスを整備した場合に、使用した被覆資材は本事業の対象となりますか。	二重補助となるため、対象外です。
37	対象資材	園芸施設共済が適用されたハウスビニール資材は、補助対象となりますか。	対象となります。 <u>園芸共済は現在存在する施設を、本事業は新しく購入する資材を対象としています。</u>
38	対象資材	台風被害により、ハウスビニールを張り替えた場合、申請は可能ですか。	他の補助事業や共済の適用外であれば、対象となります。

番号	項目	質問	回答
39	対象資材	県外の農業者に販売した資材は対象となりますか。	支援対象は県内在住の農業者に限定しており、県外の農業者に販売した分は対象外です。
40	対象資材	県内農業者が他県の耕作地に使用する資材費は対象となりますか。	対象外です。 県内の農地に使用するものが対象です。
41	対象資材	面積に比べて購入するマルチが多すぎる場合、査定はするのでしょうか。	面積と資材の数量で整合性を審査します。審査の過程で、基準を超えている場合は、対象となる面積・資材量を修正して、交付額を確定します。
42	対象資材	12月に納品後支払うこととしていた資材の納品が間に合わず、支払いができなくなった資材は対象となりますか。	対象外です。 本事業では、令和5年12月31日までに支払いが完了した資材が対象です。
43	補助金算定	補助金の算定方法を教えてください。	農家が支払う資材費の価格が、20%上昇しているとみなし、その価格上昇分の1/2を補助することとしています。そのため、計算式は 補助金額＝（購入資材費－（購入資材費÷1.2））×1/2で算定します。
44	補助金算定	資材費について、本事業以外に費用を補填する場合の考え方を教えてください。	<u>被覆資材の購入に対する他の助成がある場合は、以下の2パターンで考慮をお願いします。</u>  ★ <u>県の補助金の後に、他の助成金が支払われる場合</u> <u>県の補助金を控除した資材費で助成金を計算してください。</u>  ★ <u>他の助成金の後に、県の補助金が支払われる場合</u> <u>県の補助金の補助対象となるのは、「各農家が負担した資材費」のため、対象資材費から他助成金額を控除した額に対して県補助金を支払います。</u>  <u>ただし、県補助金と目的が異なる助成金については、県補助金を控除する必要はありません。</u> <u>（例）JAや市町からの、被覆技術を普及することに対する助成（〇円/㎡など）</u>
45	補助金算定	ハウスビニールの張り替えに必要な経費（施工費）は、対象となりますか。	資材費のみが対象で、施工費は対象となりません。
46	補助金算定	附帯事務費は事務手続きに必要な書類の印刷費等に使用することは可能ですか。	印刷費等は対象外です。 販売者が農業者に補助金を支払うときに必要な振込手数料を対象としています。
47	補助金算定	本事業において、農業者一人当たりの交付額に上限はありますか。	必要な書類が揃っていれば、上限額はありません。

番号	項目	質問	回答
48	事務手続き	事業に参加するための手続きは、どうすればよいのでしょうか。	事業の実施要領、交付要綱等、申請に必要な様式を、県ホームページ（HP）で公表します。県HPからダウンロードし、必要な申請をお願いします。
49	事務手続き	事業の申請先は、どこでしょうか。	販売事業者から直接、県農産園芸課（野菜・花き係）に提出願います。
50	事務手続き	事業主体の登録認定にはどのような手続きが必要ですか。	本事業を実施するにあたり、事業主体を認定することとしています。事業に参加する販売者は、必要な書類を県に提出してください（メールによる提出可）。
51	事務手続き	資材販売者の登録手続きはいつでも行えますか。	登録手続きについては、期間を設けます。募集期間等は県HPにて公開しますので、期間内に登録手続きをお願いします。
52	事務手続き	当初参加するとしていた農業者が、参加を取りやめた場合、どのような手続きが必要となりますか。	補助金の支払先（農家）に変更があった場合は、補助金交付要綱に基づく変更交付申請が必要です。
53	事務手続き	交付申請後、新たに農業者が事業に参加する場合、どのような手続きが必要になりますか。	補助金の支払先（農家）が増え補助金額が増加することになるため、補助金交付要綱に基づく変更交付申請が必要です。
54	事務手続き	当初参加するとしていた農業者が、新たな品目の資材を購入とした場合、どのような手続きが必要となりますか。	新たな品目が対象なった場合は、事業実施要領に基づく計画変更申請が必要となります。あわせて補助金額が増加する場合は、補助金交付要綱に基づく変更交付申請が必要です。
55	事務手続き	販売者が農業者に補助金を支払った後に、必要な手続きはありますか。	県に、農業者への補助金支出が確認できる書類をご提出いただきます。
56	事務手続き	補助金の支払いは時期ごとに3回程度支払われますが、農家への補助金の支払いは、最後にまとめてすることは可能でしょうか。	緊急支援事業であることから、概算払いがあった場合は、すみやかに農業者に支払いをお願いします。
57	事務手続き	農業者はいつまでに、どこに申請すればよいのでしょうか。	販売者の登録認定後、農業者の申請期限の情報を提供します。農業者は事業主体である販売者に申請書を提出することになります。
58	申請書類	農業者は、どのような書類が必要となるのでしょうか。	面積が確認できる耕作証明書等の資料、購入した資材の規格・数量などの内容が確認できる領収書等の提出をお願いします。なお、領収書等の日付は、令和5年5月1日から令和5年12月31日が有効です。
59	申請書類	耕作証明書の添付は必須でしょうか。	耕作証明書等では、①保有もしくは貸借をしている圃場で耕作をしていること、②耕作面積を確認します。そのため、耕作証明書に代えて、園地台帳や経営所得安定対策事業の営農計画書、事業主体の長が事業実施主体の耕作と面積を証する書類等も認められます。

番号	項目	質問	回答
60	申請書類	資材コスト低減計画の提出は必須でしょうか。	資材コスト低減計画に取り組み、今後も営農を継続してもらうことが事業の採択要件です。必ず提出してください。 なお、新規で取り組むものだけでなく、既に取り組んでいる項目も選択可能です。
61	その他	取引のある販売者が登録されない場合、農家はどうしたらよいのでしょうか。	登録販売者の中で、申請を受け付けてもらえる販売者を見つけてください。できるだけ多くの販売者に登録していただくよう、周知に努めてまいります。
62	その他	大型店舗は販売者の登録を引き受けてもらえるのでしょうか。	事業のPRに努めてまいります。関係者のみなさまも、事業の周知にご協力をお願いします。
63	その他	JAとJA以外から資材を購入した農業者は、それぞれから申請可能ですか。	可能です。ただし、重複申請が発生しないよう、事業主体間で連携・調整をお願いします。 取組計画書や耕作証明書等で重複がある場合は、査定することになります。
64	その他	農業者が複数の登録販売者(A・B)から資材を購入している場合、一つの販売者(A)はその他の販売者(B)が取り扱った資材もまとめて補助金を申請できますか。	他の登録販売者が取り扱った資材を申請することはできません。同一生産者に販売した資材であっても、それぞれの登録販売者ごとに申請が必要です。
65	その他	農業者に支払われた補助金は、税制上どのように扱えばよいですか。	通常の補助金と同様、農業所得の雑収入として取り扱いをお願いします。